

# 青森県報

第三千五十九号

平成二十一年  
三月十三日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則…………… (水産振興課) …… 一

### 告 示

保安林の指定施業要件の変更…………… (林政課) …… 一

右 同…………… (同) …… 二

都市計画事業計画の変更認可…………… (都市計画課) …… 二

右 同…………… (同) …… 二

### 公 告

都市公園の区域の変更…………… (都市計画課) …… 三

### 公 安 委 員 会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則…………… (警務課) …… 三

青森県警察組織規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 四

## 規 則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成八年十二月青森県規則第百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第七条第四号」を「第七条第二号二」に改め、同条第二号中「第七条第十二号」を「第七条第二号二」に、「同条第十三号」を「同号二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

青森県告示第四百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字長慶平字仁瀬三四、字西仁瀬一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 八、大字長慶平字北仁瀬一の一、一の二、二、三の一、三の二（次の図に示す部分に限る。）、五、六の一、六の二、一の一、一の一、二、二四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成二十一年三月五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・四・三号蛭貝八重田線）

三 事業施行期間

平成十四年九月十七日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成二十一年三月五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・四・三号蛭貝八重田線）

三 事業施行期間

平成十六年九月十七日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十六年青森県告示第五百八十四号の事業地のうち、青森県青森市奥野一丁目地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

# 公 告

## 都市公園の区域の変更

次のとおり都市公園の区域を変更するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二及び青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）第三条の規定により公告する。

平成二十一年三月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

新青森県総合運動公園

二 位置

青森市

三 変更前の区域及び変更後の区域

別紙図面のとおり（略）

（青森県県土整備部都市計画課及び東青地域県民局地域整備部において一般の縦

覧に供する。）

四 区域変更の期日

平成二十一年四月一日

# 公 安 委 員 会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

## 青森県公安委員会規則第一号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

を

に、

野辺地警察署	横浜警察官駐在所 泊警察官駐在所 平沼警察官駐在所	上北郡横浜町字屋敷形六十三番地十一 上北郡六ヶ所村大字泊字川原百五十八番地三 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂二十六番地一
野辺地警察署	横浜警察官駐在所 平沼警察官駐在所	上北郡横浜町字屋敷形六十三番地十一 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂二十六番地一

を

南警察官駐在所	弘前市大字泉野一丁目五番地一
駒越警察官駐在所	弘前市大字熊島字豊田二百九十七番地九
相馬警察官駐在所	弘前市大字五所字野沢四十七番地一

南警察官駐在所	弘前市大字泉野一丁目五番地一
相馬警察官駐在所	弘前市大字五所字野沢四十七番地一

に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

青森県公安委員会委員長 阿保 耀子

青森県公安委員会規則第二号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「広報相談課」を「広報課」に改める。

第三条に次の一号を加える。

八 被疑者取調べの監督に関すること。

第三条の二中第七号及び第八号を削り、第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 情報の公開に関すること。

三 個人情報保護に関すること。

第四条第四号中「（政策教養課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号の前に次の一号を加える。

八 警察装備に関すること。

第五条の見出しを「（教養課）」に改め、同条中「政策教養課」を「教養課」に改め、第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、同条に次の三号を加える。

四 犯罪被害者支援に関すること。

五 犯罪被害者等給付金等の支給に関すること。

六 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関すること。

第六条中第七号を削る。

第六条の三中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号の前に次の二号を加える。

四 事務能率の増進に関すること。

五 警察庁電子計算組織による資料の送受信に関すること。

第九条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 子ども・女性を対象とする性犯罪等の前兆事案対策に関すること。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（青森県警察行政不服審査手続きに関する規則の一部改正）

2 青森県警察行政不服審査手続きに関する規則（昭和四十七年一月青森県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改める。

本則中「政策教養課長」を「広報課長」に改める。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭